

平成 22 年 10 月 20 日
大臣官房統計情報部社会統計課
課長 青木 重仁
課長補佐 堀内 弘幸
(担当・内線) 社会福祉統計第二・三係 (7553, 7554)
(電話代表) 03 (5253) 1111
(直通電話) 03 (3595) 2919

平成21年度福祉行政報告例結果の概況

目	次	頁
報告の概要	1
結果の概要		
1 生活保護関係		
(1) 被保護世帯数	2
(2) 被保護実人員及び保護率	3
(3) 保護開始・廃止の主な理由	4
2 身体障害者福祉関係	5
3 知的障害者福祉関係	5
4 婦人保護関係	5
5 老人福祉関係		
(1) 老人ホームの施設数・定員	6
(2) 老人クラブ数・会員数	6
6 民生委員関係	7
(1) 民生委員数	7
(2) 民生委員の活動状況	7
7 社会福祉法人関係	8
8 児童福祉関係		
(1) 児童相談所における相談の種類	8
(2) 児童相談所における児童虐待相談の対応件数	9
9 戦傷病者特別援護関係	9
用語の定義	10

平成 21 年度福祉行政報告例の結果は厚生労働省ホームページにも掲載されています。アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/>)

報 告 の 概 要

1 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とした。

2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とした。

3 報告の種類及び時期

月報(11表)及び年度報(57表)とした。

月 報 (国への提出期限：翌月末)

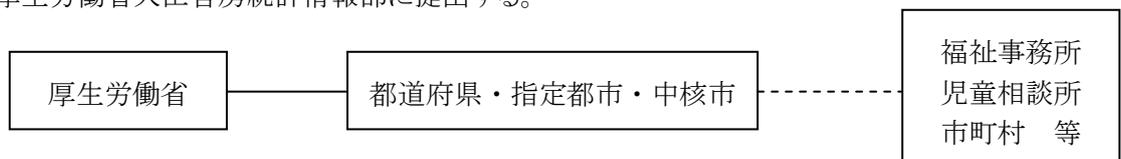
年度報 (国への提出期限：翌年度4月末、ただし、一部のものについては当該年度4月末・10月末・11月末)

4 報告事項

生活保護関係、身体障害者福祉関係、障害者自立支援関係、特別児童扶養手当関係、知的障害者福祉関係、老人福祉関係、婦人保護関係、民生委員関係、社会福祉法人関係、児童福祉関係、母子保健関係、児童扶養手当関係、戦傷病者特別援護関係、中国残留邦人等支援給付金関係

5 報告の方法及び系統

- (1) 企画は厚生労働省大臣官房統計情報部が省内各部局の協力を得て行った。
- (2) 都道府県、指定都市及び中核市は、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省大臣官房統計情報部に提出する。



6 利用上の注意

- (1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
減少数(率)の場合	△

- (2) 施設数については活動中の施設について集計した。
- (3) この概要に掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が総数にあわない場合もある。

結果の概要

1 生活保護関係

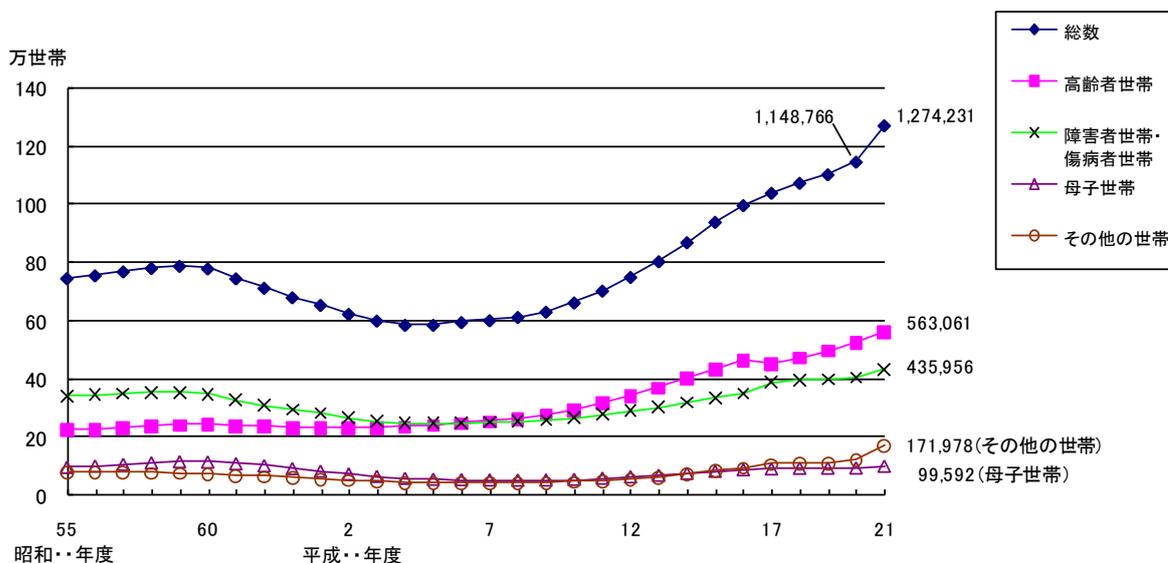
(1) 被保護世帯数

平成21年度の1か月平均の「被保護世帯数」は1,274,231世帯（過去最高）で、前年度に比べ125,465世帯（前年度比10.9%）増加した。

被保護世帯数を世帯類型別にみると、「高齢者世帯」が563,061世帯（同7.5%増）と最も多く、次いで「障害者世帯・傷病者世帯」で435,956世帯（同7.1%増）となっている。

（図1、表1）

図1 世帯類型別被保護世帯数(1か月平均)



注: 総数には保護停止中の世帯も含む。

表1 世帯類型別被保護世帯数の年次推移(1か月平均)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	1 041 508	1 075 820	1 105 275	1 148 766	1 274 231	125 465	10.9
高齢者世帯	451 962	473 838	497 665	523 840	563 061	39 221	7.5
障害者世帯・傷病者世帯	389 818	397 357	401 088	407 095	435 956	28 861	7.1
母子世帯	90 531	92 609	92 910	93 408	99 592	6 184	6.6
その他の世帯	107 259	109 847	111 282	121 570	171 978	50 408	41.5

注: 総数には保護停止中の世帯も含む。

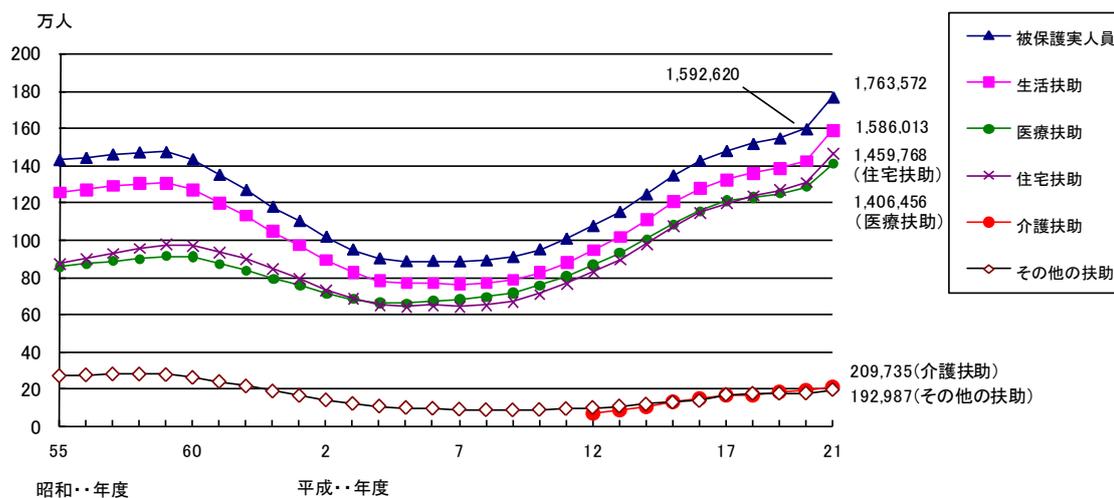
(2) 被保護実人員及び保護率

平成21年度の1か月平均の「被保護実人員」は1,763,572人で、前年度と比べ170,952人（前年度比10.7%）増加している。

保護の種類別に扶助人員をみると、「生活扶助」が1,586,013人と最も多く、次いで「住宅扶助」が1,459,768人、「医療扶助」が1,406,456人となっている。（図2、表2）

また、保護率（人口千対）は13.8（‰）となっている（表2）。

図2 被保護実人員・保護の種類別扶助人員(1か月平均)



注:「その他の扶助」は、「教育扶助」「出産扶助」「生業扶助」「葬祭扶助」の合計である。

表2 被保護実人員・保護の種類別扶助人員及び保護率の年次推移(1か月平均)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	対前年度	
						増減数	増減率(%)
被保護実人員	1 475 838	1 513 892	1 543 321	1 592 620	1 763 572	170 952	10.7
保護率（人口千対）(‰)	11.6	11.8	12.1	12.5	13.8		
生活扶助	1 320 413	1 354 242	1 379 945	1 422 217	1 586 013	163 796	11.5
医療扶助	1 207 814	1 226 233	1 248 145	1 281 838	1 406 456	124 618	9.7
住宅扶助	1 194 020	1 233 105	1 262 158	1 304 858	1 459 768	154 910	11.9
介護扶助	164 093	172 214	184 258	195 576	209 735	14 159	7.2
その他の扶助	167 264	172 994	173 398	174 801	192 987	18 186	10.4

注:1)「その他の扶助」は、「教育扶助」「出産扶助」「生業扶助」「葬祭扶助」の合計である。

2) 保護率の算出は、1か月平均の被保護実人員を総務省統計局発表「各年10月1日現在推計人口」で除した。

(3) 保護開始・廃止の主な理由

平成21年9月中の保護開始の主な理由を構成割合で見ると、「働きによる収入の減少・喪失」が31.6%と最も多く、次いで「傷病による」が30.2%、「貯金等の減少・喪失」が20.1%となっている(図3)。

また、平成21年9月中の保護廃止の主な理由を構成割合で見ると、「死亡」が30.1%、次いで「失そう」が13.2%、「働きによる収入の増加」が13.0%となっている(図4)。

図3 保護開始の主な理由別世帯数の構成割合

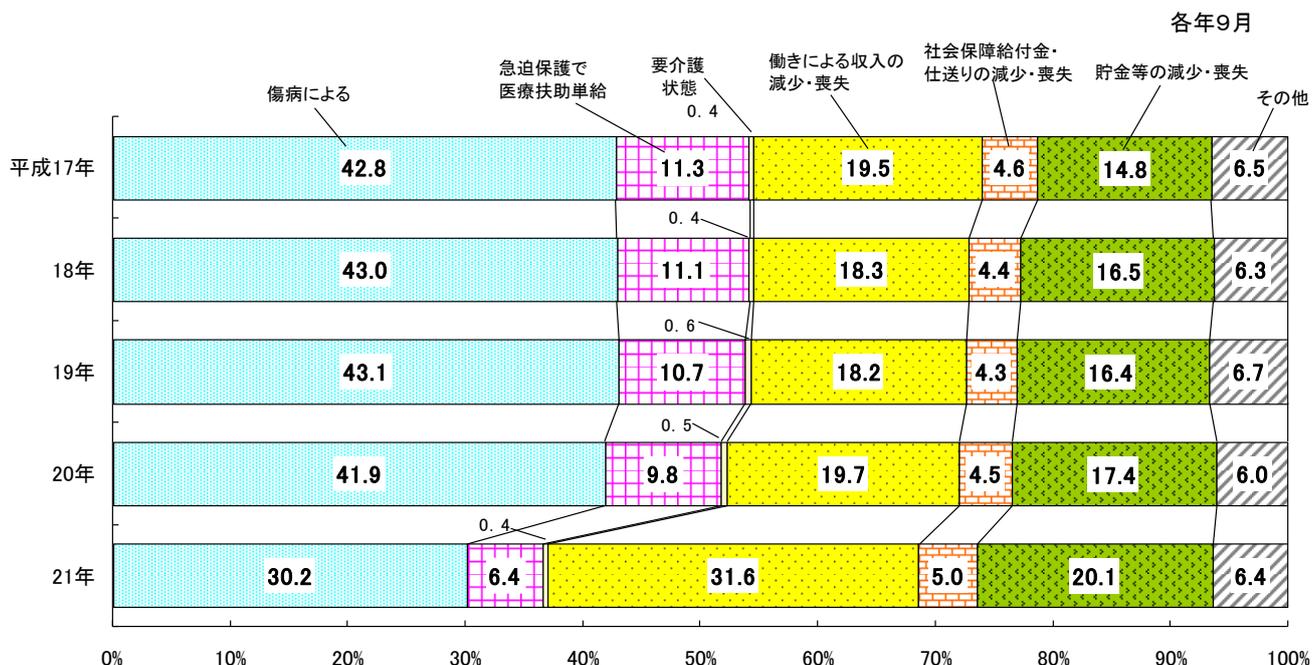
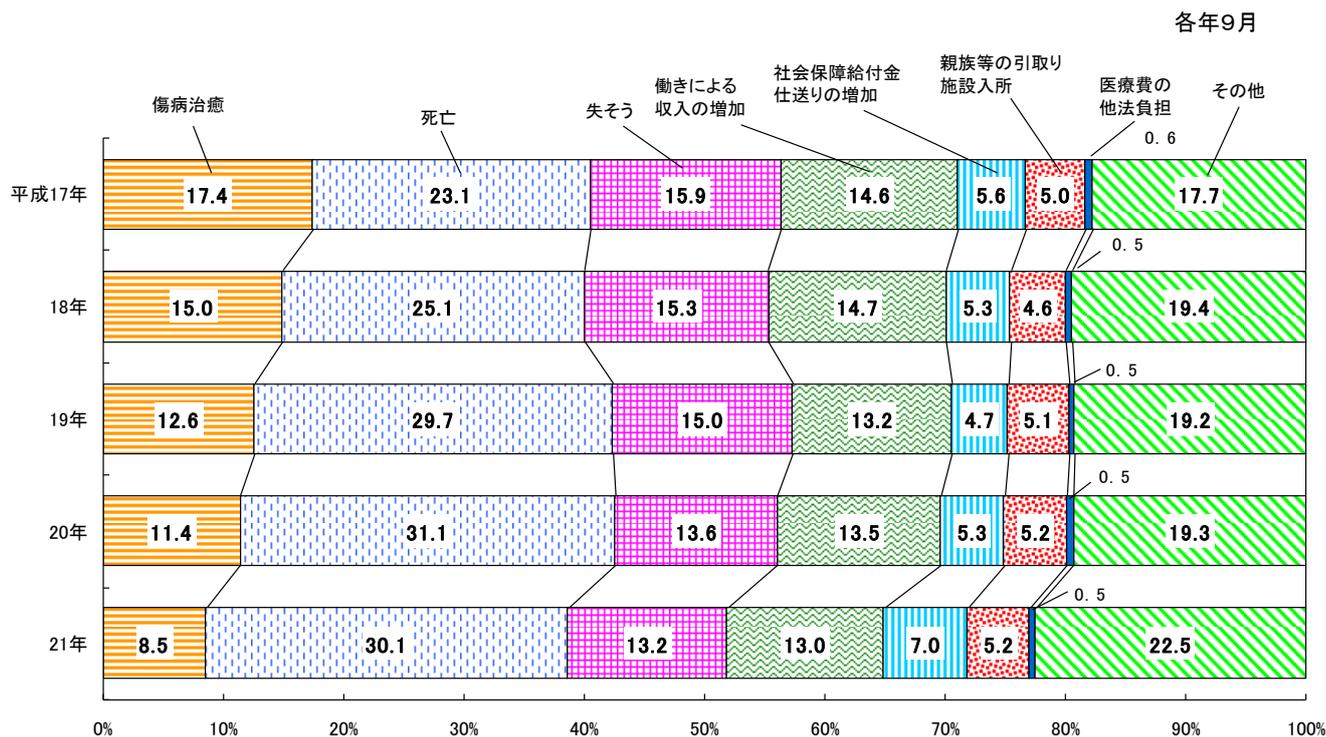


図4 保護廃止の主な理由別世帯数の構成割合



2 身体障害者福祉関係

平成 21 年度末現在の身体障害者手帳交付台帳登録数は 5,107,947 人で、前年度に比べ 76,264 人（前年度比 1.5%）増加している（表 3）。

表3 身体障害者手帳交付台帳登録数の年次推移

	各年度末現在（単位：人）						対前年度	
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	増減数	増減率(%)	
総 数	4 795 033	4 895 410	4 946 431	5 031 683	5 107 947	76 264	1.5	
18歳未満	108 901	108 777	109 099	109 596	108 146	△ 1 450	△ 1.3	
18歳以上	4 686 132	4 786 633	4 837 332	4 922 087	4 999 801	77 714	1.6	
視覚障害	389 099	389 603	384 241	382 596	380 811	△ 1 785	△ 0.5	
聴覚・平衡機能障害	444 381	447 022	444 900	448 665	451 904	3 239	0.7	
音声・言語・そしゃく機能障害	57 844	59 016	59 361	59 604	60 422	818	1.4	
肢体不自由	2 670 928	2 720 337	2 745 628	2 787 651	2 823 202	35 551	1.3	
内部障害	1 232 781	1 279 432	1 312 301	1 353 167	1 391 608	38 441	2.8	

3 知的障害者福祉関係

平成 21 年度末現在の療育手帳交付台帳登録数は 816,548 人で、前年度に比べ 30,828 人（前年度比 3.9%）増加している（表 4）。

表4 療育手帳交付台帳登録数の年次推移

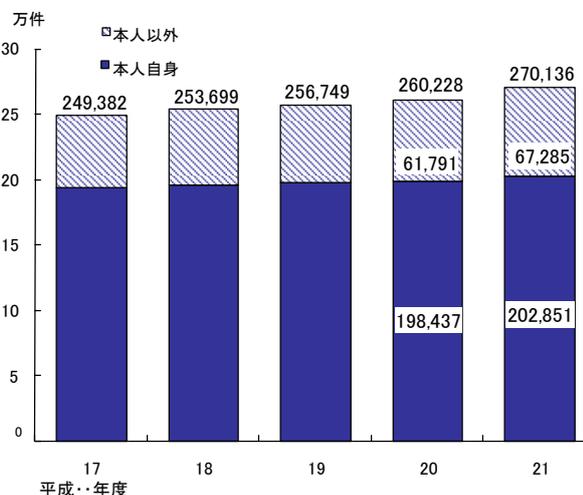
	各年度末現在（単位：人）					対前年度	
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	増減数	増減率(%)
総 数	698 761	727 853	756 843	785 720	816 548	30 828	3.9
18歳未満	173 438	181 602	191 560	200 533	209 545	9 012	4.5
18歳以上	525 323	546 251	565 283	585 187	607 003	21 816	3.7

4 婦人保護関係

平成 21 年度中の婦人相談員及び婦人相談所における相談件数は 270,136 件で、前年度に比べ 9,908 件（前年度比 3.8%）増加している。

相談の経路別にみると、「本人自身」からの相談の受付件数は 202,851 件で、前年度に比べ 4,414 件（同 2.2%）増加している。（図 5）

図5 婦人相談員及び婦人相談所における相談の経路別受付件数



注：「本人以外」とは、「福祉事務所」「縁故者・知人」「他の相談機関」等をいう。

5 老人福祉関係

(1) 老人ホームの施設数・定員

平成21年度末現在の老人ホーム（有料老人ホームは除く。）の施設数は9,491施設で、前年度に比べ192施設（前年度比2.1%）増加し、定員は594,782人で前年度に比べ10,631人（同1.8%）増加している。

施設の種別別に定員をみると、「養護老人ホーム」が55人（同0.1%）、「特別養護老人ホーム」が9,815人（同2.3%）、「軽費老人ホーム」が983人（同1.3%）増加している。（表5）

表5 老人ホームの施設数・定員の年次推移

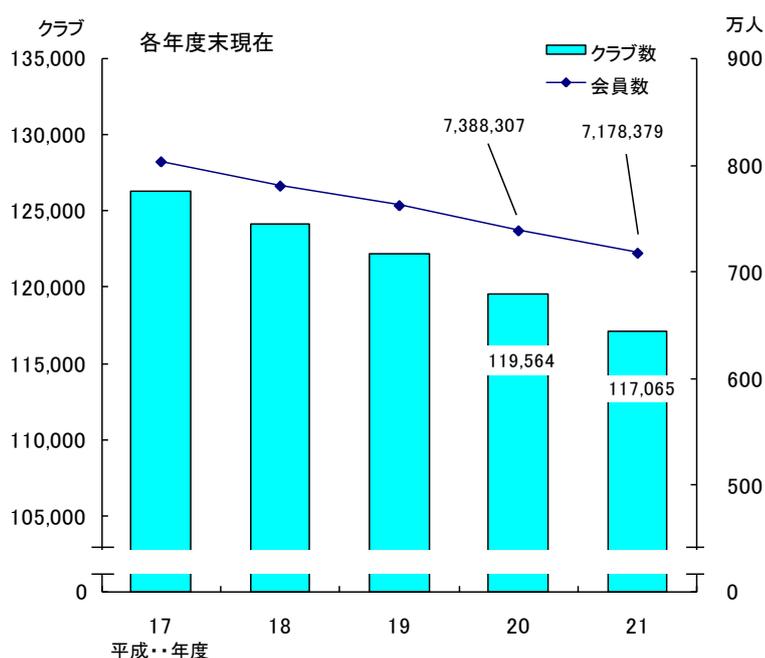
	各年度末現在						対前年度	
	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	増減数	増減率(%)	
施設総数	8 554	8 915	9 108	9 299	9 491	192	2.1	
養護老人ホーム	961	960	970	957	959	2	0.2	
特別養護老人ホーム	5 587	5 898	6 037	6 223	6 395	172	2.8	
軽費老人ホーム	1 738	1 793	1 837	1 861	1 883	22	1.2	
軽費老人ホームA型	235	232	232	228	225	△ 3	△ 1.3	
軽費老人ホームB型	33	32	32	30	29	△ 1	△ 3.3	
定員総数	537 618	555 067	572 601	584 151	594 782	10 631	1.8	
養護老人ホーム	66 676	66 570	66 492	65 972	66 027	55	0.1	
特別養護老人ホーム	386 827	402 152	418 114	429 272	439 087	9 815	2.3	
軽費老人ホーム	68 781	71 235	72 923	74 135	75 118	983	1.3	
軽費老人ホームA型	13 783	13 613	13 575	13 355	13 185	△ 170	△ 1.3	
軽費老人ホームB型	1 551	1 497	1 497	1 417	1 365	△ 52	△ 3.7	

注：平成21年度において、「軽費老人ホーム(ケアハウス)」を「軽費老人ホーム」に、「軽費老人ホーム(A型)」を「軽費老人ホームA型」に、「軽費老人ホーム(B型)」を「軽費老人ホームB型」に名称変更した。

(2) 老人クラブ数・会員数

平成21年度末現在の「クラブ数」は117,065クラブで、前年度に比べて2,499クラブ（前年度比2.1%）減少し、「会員数」は7,178,379人で、前年度に比べて209,928人（同2.8%）減少している（図6）。

図6 老人クラブ数・会員数



6 民生委員関係

(1) 民生委員数

平成21年度末現在の民生委員（児童委員を兼ねる）の数は228,728人で、前年度に比べ301人（前年度比0.1%）増加している。

内訳は、男性が91,990人で前年度に比べ302人（同0.3%）減少し、女性は136,738人で前年度に比べ603人（同0.4%）増加している。（表6）

表6 男女別民生委員数の年次推移

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	構成割合 (%)	各年度末現在 対前年度	
							増減数	増減率(%)
							総数	226 582
男	94 300	93 921	92 255	92 292	91 990	40.2	△ 302	△ 0.3
女	132 282	132 900	135 032	136 135	136 738	59.8	603	0.4

(2) 民生委員の活動状況

平成21年度中に民生委員が処理した相談・支援件数は7,547,924件で前年度に比べ137,139件（前年度比1.9%）増加し、その他の活動件数は25,132,062件で前年度に比べ17,005件（前年度比0.1%）減少している。また、訪問回数は33,464,909回で前年度に比べ330,082回（前年度比1.0%）増加している。（表7）

表7 民生委員の活動状況の年次推移

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	対前年度	
						増減数	増減率(%)
相談・支援件数	7 848 556	7 904 435	7 647 772	7 410 785	7 547 924	137 139	1.9
その他の活動件数	22 785 853	23 253 703	23 964 402	25 149 067	25 132 062	△ 17 005	△ 0.1
訪問回数	31 152 385	30 586 778	31 710 157	33 134 827	33 464 909	330 082	1.0

注：1) 「その他の活動件数」は、調査・実態把握、行事・事業・会議への参加協力、地域福祉活動・自主活動及び民児協運営・研修等である。

2) 「訪問回数」は、見守り、声かけなどを目的として心身障害(児)者、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者及び要保護児童等に対して訪問・連絡活動(電話によるものを含む。)を行った延回数である。

7 社会福祉法人関係

平成21年度末現在の社会福祉法人数は18,674法人で、前年度に比べ49法人(前年度比0.3%)増加している。

法人の種類別にみると「社会福祉協議会」は39法人(同2.0%)減少しているが、「施設経営法人」は59法人(同0.4%)増加している。(表8)

表8 社会福祉法人数の年次推移

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	各年度末現在	
						対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	18 258	18 412	18 537	18 625	18 674	49	0.3
社会福祉協議会	2 077	1 992	1 977	1 962	1 923	△ 39	△ 2.0
共同募金会	47	47	47	47	47	-	-
社会福祉事業団	147	145	140	139	134	△ 5	△ 3.6
施設経営法人	15 852	16 075	16 157	16 240	16 299	59	0.4
その他	135	153	216	237	271	34	14.3

注:2つ以上の都道府県の区域にわたり事業を行っている法人(厚生労働大臣及び地方厚生局長所管分)は含まれていない。

8 児童福祉関係

(1) 児童相談所における相談の種類

平成21年度中に児童相談所が対応した相談件数は371,800件である。

相談の種類別にみると、「障害相談」が192,082件(相談件数の51.7%)と最も多く、次いで「養護相談」が87,596件(同23.6%)、「育成相談」が51,794件(同13.9%)となっている。(図7、表9)

図7 児童相談所における相談の種類別対応件数

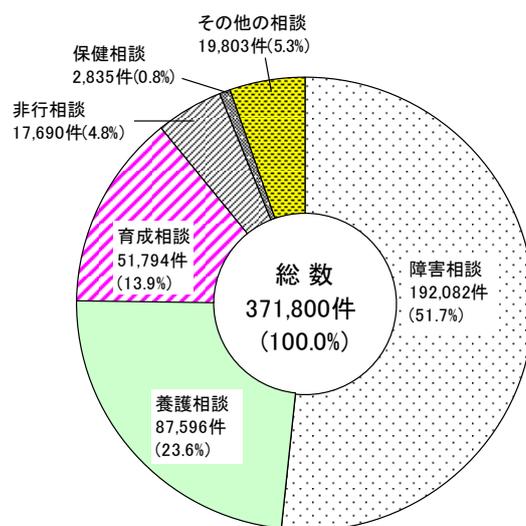


表9 児童相談所における相談の種類別対応件数の年次推移

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	349 911	381 757	367 852	364 414	371 800	7 386	2.0
障害相談	162 982	194 871	182 053	182 524	192 082	9 558	5.2
養護相談	75 668	78 863	83 505	85 274	87 596	2 322	2.7
育成相談	61 304	61 061	58 958	55 005	51 794	△ 3 211	△ 5.8
非行相談	17 571	17 166	17 670	17 172	17 690	518	3.0
保健相談	4 430	4 313	3 411	2 970	2 835	△ 135	△ 4.5
その他の相談	27 956	25 483	22 255	21 469	19 803	△ 1 666	△ 7.8

(2) 児童相談所における児童虐待相談の対応件数

平成 21 年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち「児童虐待相談の対応件数」は 44,211 件で、前年度に比べ 1,547 件（前年度比 3.6%）増加している（表 10）。

相談の種類別にみると、「身体的虐待」が 17,371 件と最も多く、次いで「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」が 15,185 件となっている（図 8）。

また、主な虐待者別にみると「実母」が 58.5%と最も多く、次いで「実父」25.8%となっている（図 9）。

さらに、被虐待者の年齢別にみると「小学生」が 16,623 件、「3歳～学齢前」が 10,477 件、「0～3歳未満」が 8,078 件となっている（表 10）。

図8 児童虐待の相談種別対応件数

図9 児童虐待相談の主な虐待者別構成割合

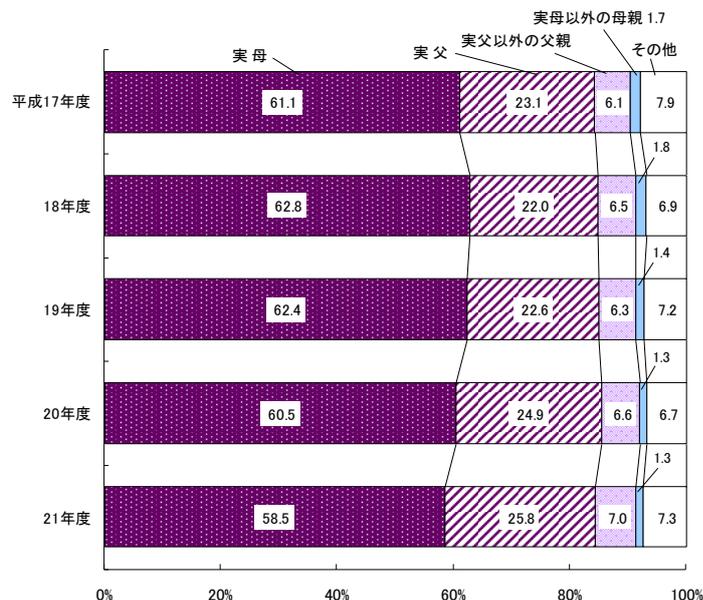
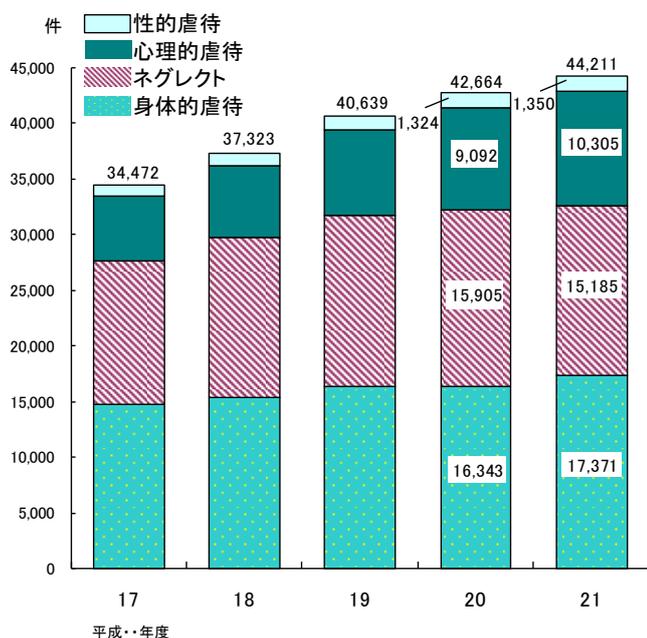


表 10 被虐待者の年齢別対応件数の年次推移

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	1,547	3.6
0～3歳未満	6,361	6,449	7,422	7,728	8,078	350	4.5
3歳～学齢前	8,781	9,334	9,727	10,211	10,477	266	2.6
小学生	13,024	14,467	15,499	15,814	16,623	809	5.1
中学生	4,620	5,201	5,889	6,261	6,501	240	3.8
高校生・その他	1,686	1,872	2,102	2,650	2,532	△ 118	△ 4.5

9 戦傷病者特別援護関係

平成 21 年度末現在の戦傷病者手帳交付台帳登録数は 29,673 人で、前年度に比べ 4,244 人（前年度比 12.5%）減少している（表 11）。

表 11 戦傷病者手帳交付台帳登録数の年次推移

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	各年度末現在（単位：人）	
						対前年度 増減数	増減率(%)
総数	46,956	43,005	38,300	33,917	29,673	△ 4,244	△ 12.5

用語の定義

1 生活保護関係

(1) 被保護世帯数・被保護実人員（1か月平均）

各月中に1日（回）でも生活保護を受けた世帯数・実人員及び月の初日から末日まで引き続いて保護が停止されていた世帯数・実人員の合計を各年度について1か月平均としたもの

(2) 世帯類型別被保護世帯数（1か月平均）

各月における被保護世帯（保護停止中の世帯を除く）を下記の世帯類型別に区分したものを各年度について1か月平均としたもの

ア 高齢者世帯

平成16年度までは、男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯

平成17年度からは、男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯

イ 母子世帯

平成16年度までは、現に配偶者がいない（死別、離別、生死不明及び未婚等による。）18歳から60歳未満の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯

平成17年度からは、現に配偶者がいない（死別、離別、生死不明及び未婚等による。）65歳未満の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯

ウ 障害者世帯・傷病者世帯

世帯主が障害者加算を受けているか、障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯並びに世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

エ その他の世帯

上記アからウのいずれにも該当しない世帯

(3) 保護率

保護率（人口千対）は「被保護実人員（1か月平均）」÷「各年10月1日現在総務省推計人口（総人口）」×1000で算出している。（平成21年10月1日推計人口：127,510千人）

なお、平成17年度については「平成17年10月1日現在国勢調査確定人口（総人口）」で算出している。

2 身体障害者福祉関係

身体障害者手帳交付台帳登載数

身体に障害のある者（児）の申請に基づき、都道府県知事、指定都市及び中核市の市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている各年度末現在の数

3 知的障害者福祉関係

療育手帳交付台帳登載数

知的障害者（児）の申請に基づき、都道府県知事及び指定都市市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている各年度末現在の数

4 婦人保護関係

婦人相談所・婦人相談員

要保護女子に関する各般の問題、家庭関係の破綻、生活の困窮等に関する相談に応じ、必要な指導等を行うため、売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、都道府県に設置される相談所及び都道府県知事または市長が委嘱する相談員

5 老人福祉関係

(1) 養護老人ホーム

65歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済上の理由により、居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護する施設

(2) 特別養護老人ホーム

65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護する施設

(3) 軽費老人ホーム、軽費老人ホームA型、軽費老人ホームB型

無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設であって、軽費老人ホームは身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを、A型は身寄りがない者、家族との同居が困難な者を、B型は自炊のできる程度の健康状態にある者を入所させる施設

(4) 老人クラブ

老人福祉法及び「老人クラブ活動等事業の実施について」（平成21年6月15日老発第0615001号老健局長通知）に基づき、老人の心身の健康の保持増進に資するための事業を行う団体

6 民生委員関係

民生委員（児童委員）

生活困窮者、老人、児童、障害者等で援護を要する者の相談に応じ、援助を行うため、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱した者

なお、児童福祉法により、民生委員は児童委員を兼ねる

7 社会福祉法人関係

(1) 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された法人

なお、福祉行政報告例では、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長が所轄庁である法人についてのみ報告されるため、2つ以上の都道府県の区域にわたり事業を行っている法人（厚生労働大臣及び地方厚生局長所管分）は含まれていない

(2) 社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的として社会福祉法に基づき設立された団体であって、社会福祉法人として認可されているもの

(3) 共同募金会

社会福祉法に基づき、共同募金を行うことを目的として設立された社会福祉法人

(4) 社会福祉事業団

「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（昭和46年7月16日社庶第121号社会・児童家庭局長連名通知）に基づき、地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的として、社会福祉法人として設立された団体

(5) 施設経営法人

社会福祉法に規定する施設を経営する社会福祉法人

8 児童福祉関係

(1) 児童相談所

児童の福祉に関する相談、調査、判定、指導等を行うため、児童福祉法により都道府県・指定都市に設置された相談所

(2) 児童相談所における相談の種類

ア 養護相談

父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談

イ 保健相談

未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息等を有する児童に関する相談

ウ 障害相談

肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談、盲、ろう等視聴覚障害児に関する相談、構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞、注意欠陥多動性障害等発達障害を有する児童等に関する相談、重症心身障害児（者）に関する相談、知的障害児に関する相談、自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する児童に関する相談

エ 非行相談

虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、触法行為のあったとされる児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談

オ 育成相談

児童の人格の発達上問題となる反抗、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する児童に関する相談、学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で登校（園）していない状態にある児童に関する相談、進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談、家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談

カ その他の相談

上記アからオのいずれにも該当しない相談

9 戦傷病者特別援護関係

戦傷病者手帳交付台帳登載数

旧軍人軍属等であった者で公務上の傷病のあるものの申請に基づき、都道府県知事が交付する手帳について、各都道府県に備え付けられている戦傷病者カードに記載されている各年度末現在の数